

することとされる臨港地区に関する都市計画の

決定又は変更の手続であつて、この法律の施行の際現に都道府県知事が旧法の規定に基づき行つてゐるものうち、この法律の施行前に旧法

第十七条第一項（旧法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例による。

4 新法の規定によれば市町村が決定又は変更をすることとされる臨港地区に関する都市計画で、旧法又は前項の規定により都道府県知事が決定又は変更をした都市計画は、新法の規定により市町村が決定又は変更をした都市計画となす。

理由

地域の実情に対応した市街地の整備の推進を図るため特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るために地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

（都市再開発法の一部改正）

第一条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十

八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雜則（第一百三十条—第三百三

十九条の二）」を「第八章 再開発事業の計画（都市再開発法の一部改正）」と改める。

「第一百三十九条の二—第一百二十九条の九」に改める。

第二条第一号中「法律」の下に「（第七章を除

く。）」を加える。

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域に係る都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区的整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めなければならない。

第七条の二第二項中「施行地区」の下に「若しくは第百一十九条の三の規定による認定を受けた第百二十九条の二第一項の再開発事業の同条第五項第一号の再開発事業区域」を加える。

第七条の十五第三項中「第百一十四条の二第四項」を「第百一十四条の二（第三項）」に改める。

第五十二条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定事業参加者（第五十六条の二第一項の負担金を納付し、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下同じ。）に関する事項

第五十二条に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者が公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者が地方公共団体が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必

要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

4 地方公共団体は、施行規程において第二項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有し、かつ、取扱後の施設建築物の一部等又は建築施設の部分を当該市街地再開発事業の目的に適合して利用すると認められる者を特定事業参加者としなければならない。

第五十三条第二項中「同条第一項及び第三項」を「同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項」に改める。

第五十六条の次に次の二条を加える。

（特定事業参加者の負担金）

第五十五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十六条第三項中「第五十二条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項」を「第十九条第一項」に改め、「建設大臣」との下に、第五十五条第二項第五号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十六条の二第一項」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定事業参加者の負担金等）

第五十八条の二 公團等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得する

特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に対抗することができない。

（負担金の滞納処分）

第五十六条の三 地方公共団体は、特定事業参

加者が前条第一項の負担金を滞納したときには、督促状によつて納付すべき期限を指定し

て督促することができる。

2 前項の督促をするときは、政令で定めると

ころにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の督促を受けた特定事業参加者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負

担金及び前項の延滞金を徴収することができ。この場合における負担金及び延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条第三項中「第五十二条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「同項」を「第十九条第一項」に改め、「建設大臣」との下に、第五十五条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定事業参加者の負担金等）

第五十八条の二 公團等が施行する市街地再開

事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処

分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分

の価額に相当する額の負担金を公團等に納付しなければならない。

（特定事業参加者の負担金等）

第五十八条の二 公團等が施行する市街地再開

事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利交換計画又は管理処

分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分

の価額に相当する額の負担金を公團等に納付しなければならない。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときには、督促状によつて納付すべき期限を指定し

て督促することができる。

2 前項の督促をするときは、政令で定めると

ころにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

第一項において準用する第五十六条の三第一

項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の二第一項」における「前項」とあるのは「第五十八条の二第一項において準用する第五十六条の二第一項」として解釈されるべきである。

三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とわ
るのは「第五十八条の二第二項において準用

する第五十六条の「第一項の」と「第二項の」であるのは「同条第一項の」と、「同条第三項の」とある。

二項」とあるのは「第四十二条第二項」と「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条

条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中第十七号を第十八号と

六号とし、同項第十四号中「第四号」の下に「

項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 特定事業参加者に与えられることとなる
る施設建築物の一部等の明細並びにその構

定事業參加者の氏名又は名称及び住所
第一二七三第一頁中「參加組合員」の下に「
第一二七三第一頁中「參加組合員」の下に「

第十一章第一項「参加事業者」の「」に「は特定事業参加者」を加える。

第八十三条第一項及び第二項中「有する者」の下に「及び特定事業参加者」を加える。

第一百十条第一項中「有する者」の下に「及び特定事業参加者」を加文、同条第三項の表中

第四十四条
第八十八条
皆地權

第一項の規 定

上権

第四十四条

[-]

第四十条第一	施設建築物	施設建築數
一、第二二二二 二、一部等		他又以施設

第一項第十三号
建築物に關
地又は施設
の一部等

及び第十四号

卷二十一

第四十四条	定による地 上権	第一項の規 則
第五十二条第二 項第五号、第三 項及び第四項、 第五十六条の二 第一項、第五十 八条の二第一項	施設建築物 の一部等	施設建築物 施設建築敷 地若しくは 施設建築物 にに関する權 利
第五十二条第一 項第七十三号、 第一項第十三 号、第十四号及 び第四項ただし 書、第七十七条 の見出し、同条 第一項、第二項 前段及び第四 項、第七十九条 第三項、第八十 九条	施設建築物 の一部等	施設建築敷 地若しくは 施設建築物 にに関する權 利
第七十三条第一 項第二号、第四 号及び第六号、 第七十八条第一 项、第八十九 条、第一百四条	施設建築敷 地若しくは その共有持 分又は施設 建築物の一 部等	施設建築敷 地若しくは 施設建築物 にに関する權 利
第七十三条第一 項第十三号、 第一項第十四号及 び第四項ただし 書、第七十七条 の見出し、同条 第一項、第二項 前段及び第四 項、第七十九条 第三項、第八十 九条	建築施設の 部分	建築施設の 部分

に改め、同表第七十三条第一項第十三号の項を削り、同表第七十三条第一項第十四号の項中「第七十三条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十五号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十八号」に改める。

第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号、第七十八条第一項、第八十九条、第一百四条	施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一 部等	建築施設の部分
---	---------------------------------	---------

第三項、第七十三条 第一項第十三号、第十四号及 び第四項ただし書、第七十七条 の見出し、同条	施設建築物 の一部等
第一項、第二項 前段及び第四 項、第七十九条 第三項、第八十	建築施設の 部分

申出をした者」の下に「及び特定事業参加者」を加える。

第一百八十二条の九中「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

第一百十八条の十一第一項中「(以下)」を「特定事業参加者を除く。以下」に改める。

第一百十八条の十七中「(いう)」の下に「並びに特定事業参加者」を加える。

第一百十八条の十八中「譲受け予定者」の下に「及び特定事業参加者」を加える。

第一百十八条の二十三第一項中「部分の価額」の下に「建築施設の部分を取得した者が特定事業参加者である場合にあつては、その取得した建築施設の部分の価額」を加え、同条第三項中「第一百十八条の七第一項第九号」を「第一百八十二条の七第一項第十号」に改める。

第一百十八条の二十四の二第一項中「譲受け予定者」の下に「及び特定事業参加者」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第一百十八条の二十五の二第一項中「除く。」の下に「並びに特定事業参加者」を加え、同条第三項の表を次のように改める。

令で定める規模以上であること。
ハ 建築する建築物の延べ面積の敷地面積
に対する割合の基準割合に対する割合
が、建設省令で定める割合以上であるこ
と。

二 建築する建築物の建築面積の敷地面積

に対する割合が、建築基準法第五十三条
の規定により建築面積の敷地面積に対す
る割合が定められている場合にあ
つては当該限度から建設省令で定める数
値を減じた数値以下、同条の規定により
建築面積の敷地面積に対する割合の限度
が定められていない場合には、建設
省令で定める数値以下であること。

ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該
再開発事業区域の良好な都市環境を形成
するよう必要な位置に適切な規模で配置
されていること。

三 再開発事業計画の内容が再開発事業区域
について定められた都市計画に適合してい
ること。

四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能
の更新に貢献するものであること。

五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業
を確実に遂行するため適切なものであるこ
と。

六 再開発事業を遂行するために必要な経済
的基礎及びこれを的確に遂行するために必
要なその他の能力が十分であること。

(再開発事業計画の認定通知)

第一百二十九条の四 都道府県知事は、再開発事
業計画の認定をしたときは、速やかに、その
旨を開発市町村長に通知しなければならな
い。

(再開発事業計画の変更)

第一百二十九条の五 再開発事業計画の認定を受
けた者(以下この章において「認定事業者」と
いう。)は、当該再開発事業計画の認定を受け
た再開発事業計画(以下この章において「認
定事業計画」という。)

定再開発事業計画」という。)の変更(建設省
令で定める軽微な変更を除く。)をしようと
するときは、都道府県知事の認定を受けなけ
ればならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用
する。

(報告の徴収)

第一百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業
者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項
の変更の認定があつたときは、その変更後の
もの。次条及び第一百二十九条の八において同
じ。)に係る再開発事業の実施の状況につい
て報告を求めることができる。

(地位の承継)

第一百二十九条の七 認定事業者の一般承継人又
は認定事業者から認定再開発事業計画に係る
再開発事業計画に係る再開発事業の実施
に必要な権原を取得した者は、都道府県知事
の承認を受けて、当該認定事業者が有してい
た再開発事業計画の認定に基づく地位を承継
することができる。

(改善命令)

第一百二十九条の八 都道府県知事は、認定事業
者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業
を実施していないと認めるときは、当該認定
事業者に対し、相当の期間を定めて、その改
善に必要な措置を命ずることができる。

(再開発事業計画の認定の取消し)

第一百二十九条の九 都道府県知事は、認定事業
者が前条の規定による処分に違反したとき
は、再開発事業計画の認定を取り消すことが
できる。

2 第百二十九条の四の規定は、都道府県知事
が前項の規定による取消しをした場合につい
て準用する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改
正)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭
和四十一年法律第二十号)の一部を次のよう
に改正する。

8 平成十三年三月三十日までの間における
第一項の規定による貸付金のうち同項
第二号の土地(その整備がその周辺の市街地
の再開発の促進に資する道路で政令で定める
もの(東京都の特別区の存する区域又は指定
都市の区域内にあるものに限る。)の区域内
の土地に限る。)に係る貸付金についての第
二条第三項の規定の適用については、同項中
「十年(同条第一項第一号の土地に係る貸付
金にあつては三年以内の、同項第二号若しく
は第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項
若しくは第四項の規定による貸付金にあつて
は四年)とあるのは、「十二年(六年)とする。
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の
日から施行する。

(施行期日)

2 第二十三条の見出し中「移転」の下に「又は設定
後における利用目的」を加え、同条第一項中「しよ
うとする場合」を「した場合」に改め、「当事者」
の下に「のうち当該土地売買等の契約により土地
に関する権利の移転又は設定を受けることとなる
者(次項において「権利取得者」という。)」を加
え、「第十五条第一項各号」を「その契約を締結
した日から起算して二週間以内に、次に改め、同項
後段を削り、同項に次の各号を加える。
一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあつては、その代表者
の氏名

(経過措置)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)
の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第十項第一号中「第七十三
条第一項第十六号」を「第七十三条第一項第十
七号」に改める。

理由

市街地の再開発を促進するため、都市再開発方
針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及
び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨

時の措置として、一定の大都市における都市計画
道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長
する必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

国土利用計画法の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律案

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の六」を「第二十七条の十
」に改める。

二 土地売買等の契約を締結した年月日
三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面
積

四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利
の種別及び内容

五 土地売買等の契約による土地に関する権利
の移転又は設定後における土地の利用目的

六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する
権利の移転又は設定の対価の額(対価が金
銭以外のものであるときは、これを時価を基
準として金銭に見積った額)

七 前各号に掲げるもののほか、總理府令で定
める事項

第二十三条第二項中「各号の」を「各号のいす
れか」に改め、同項第一号中「締結する」を「締結
した」に、「土地売買等の契約の当事者の一方又は

よつとするときも、同様とする。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

定する区域に応じそれぞれその面積が同号印から今までに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合（土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で同号印から今までに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号印から今までに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をすることとなる場合を除く。）

二 前号に定めるもののほか民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して六週間を経過する日ま

での間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

⁴ 第十五条第一項の規定は、第一項の規定による届出のあつた場合について適用する。
（注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等）

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいずれかに該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土

地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聞いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

た土地に係る権利の相当な価額（その届出に係る土地が地価公示法第二条第一項に規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とするものである場合において、その届出に係る土地に關する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を標準として算定した所有権の価額）示価格を標準として算定した所有権の価額）

二 届出に係る土地に關する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に關する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に關する権利の移転又は設定後ににおける土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

前項の規定による勧告は、前条第一項の規定による届出があつた日から起算して六週間以内にしなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遲滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

四 第二十五条から第一一七条までの規定は、第一項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは、「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「第二十三条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号口中「第二十七条の三第二項」を「第二十七条の七第二項」に改める。

第三十九条第九項中「第二十七条の二第二項」を「第二十七条の三第二項（同条第四項（同条第五

項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)」、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第二項に「第二十七条の三第四項」を「第二」十七条の七第四項に、「第二」十七条の四第一項」を「第二」十七条の八第一項」に改める。

第四十一条第一項中「第二十三条规定第一項」の下に「第一」十七条の四第一項(第二」十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十三条中「第二十四条第一項第一号」を「第二十七条の第五项第一号」に改める。

第四十七条第一号を削り、同条第二号中「第二十九条第一項」を「第二十三条规定第一項又は第二十九条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同号

の次に次の二号を加える
二 第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者

第四十七条第三号中「第二十三条第一項」の下に「第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）に改める。
第四十九条第一号中「第二十七条の四第二項」を「**第二十七条の五第四項、第二十七条の八第二項**」に改める。

項】に改める。
附 則
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

3 新法第一一七条の三第一項の規定による注視
区域の指定については、都道府県知事及び地方
理大臣が定める基準は、この法律の施行前にお
いても定めることができる。

2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」とい
う）。第二十七条の三第一項に規定する内閣總
理大臣が定める基準は、この法律の施行前にお
いても定めることができる。

1 を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公
布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の国土利用計画法(以下「旧法」という。)の規定によりされた監視区域の指定並びにその指定、指定の解除及び区域の減少のために行われた手続その他の行為は、それぞれ新法の相当規定によりされたものとみなす。

第三条 施行日前にされた旧法第二十三条第一項の規定による届出に係る土地売買等の契約については、なお従前の例による。

第四条 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 第二十三条第一項第八号中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項」に、「同項」を「第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に、「第二十七条の八第一項」を「第二十七条の五第三項」に、「第二十七条の四第二項」を「第二十七条の八第二項」に改める。

第六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正

第七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の七中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第五条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一體的推進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一體的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第七条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(国会等の移転に関する法律の一部改正)

第八条 国会等の移転に関する法律(平成四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正)

第九条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第

二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項第八号、第三十四条の二第二項第三号、第二十七号、第二十七号の七第一項、第六十二号の三第四項第八号、第六十五号の四第一項第三号及び第六十五号の十一第一項中「第二十三条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第二十七条の四第一項」を「第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項」に改める。

最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に代えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前とする措置を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第十三号

建設委員会議録第八号 平成十年四月十六日

平成十年四月二十一日印刷

平成十年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T